

犬山市 融資および補助金の申請について

犬山市では、市内で事業を営んでいる中小企業の方々に対して、事業資金融資に伴う信用保証料及び利子を補助する制度を設けています。

書類作成のポイントをご確認のうえ、ぜひご活用ください。

次の融資制度をご利用の方が対象です。(令和5年4月現在)

- 小規模企業等振興資金【信用保証料及び利子の一部を補助】
- 愛知県経済環境適応資金のうち
 - ・創業等支援資金 【信用保証料の一部を補助】
 - ・サポート資金(セーフティネット4号、5号、6項)【信用保証料及び利子の一部を補助】
- 経営安定関連保証付き融資(セーフティネット4号、5号、6項のみ)【信用保証料及び利子の一部を補助】

書類作成・申請のポイント

1. 必ず申請者本人が、作成してください。
2. 申込み金額は正しくご記入ください。内容によっては、再提出又は訂正印を求める場合があります。
3. 融資実行金融機関の証明を、必ず受けてください。
4. 添付書類の「納税等証明書(未納額がないことの証明)」については、以下に注意してください。
 - ①「未納額がないことの証明」を添付してください。「納税証明」の添付は不可です。
 - ②「証明日」が、申請日直前の市税等納期限以降になるように取得してください。なお、納期限については(市ホームページ>暮らし>市税)でご確認ください。
5. 記入に漏れがなく内容が正しいこと、添付書類がすべて揃っていることを、裏面のチェックシートもご活用の上、ご確認ください。
※添付書類については、申請ごとに1件ずつ添付してください。
6. 申請の期限にご注意ください。
 - ①信用保証料補助金 → 融資実行日から3ヶ月以内に申請してください。
 - ②利子補給補助金 → 当初より6回分の利子支払後3ヶ月以内に申請してください。申請期限を超えた場合については、一切受付け致しません。
7. 繰上完済等により、支払った信用保証料の返戻金が生じたときは、当該信用保証料にかかる補助金の全部又は一部を返還していただきます。この場合は、返還届出書に所要事項を記入し、直ちに市長に提出してください。
※あわせて「期限前完済報告書」(金融機関名で作成)を提出してください。

おわかりにならない事、又はお気づきの点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

犬山市 経済環境部 産業課 商工担当 電話：0568-44-0340

